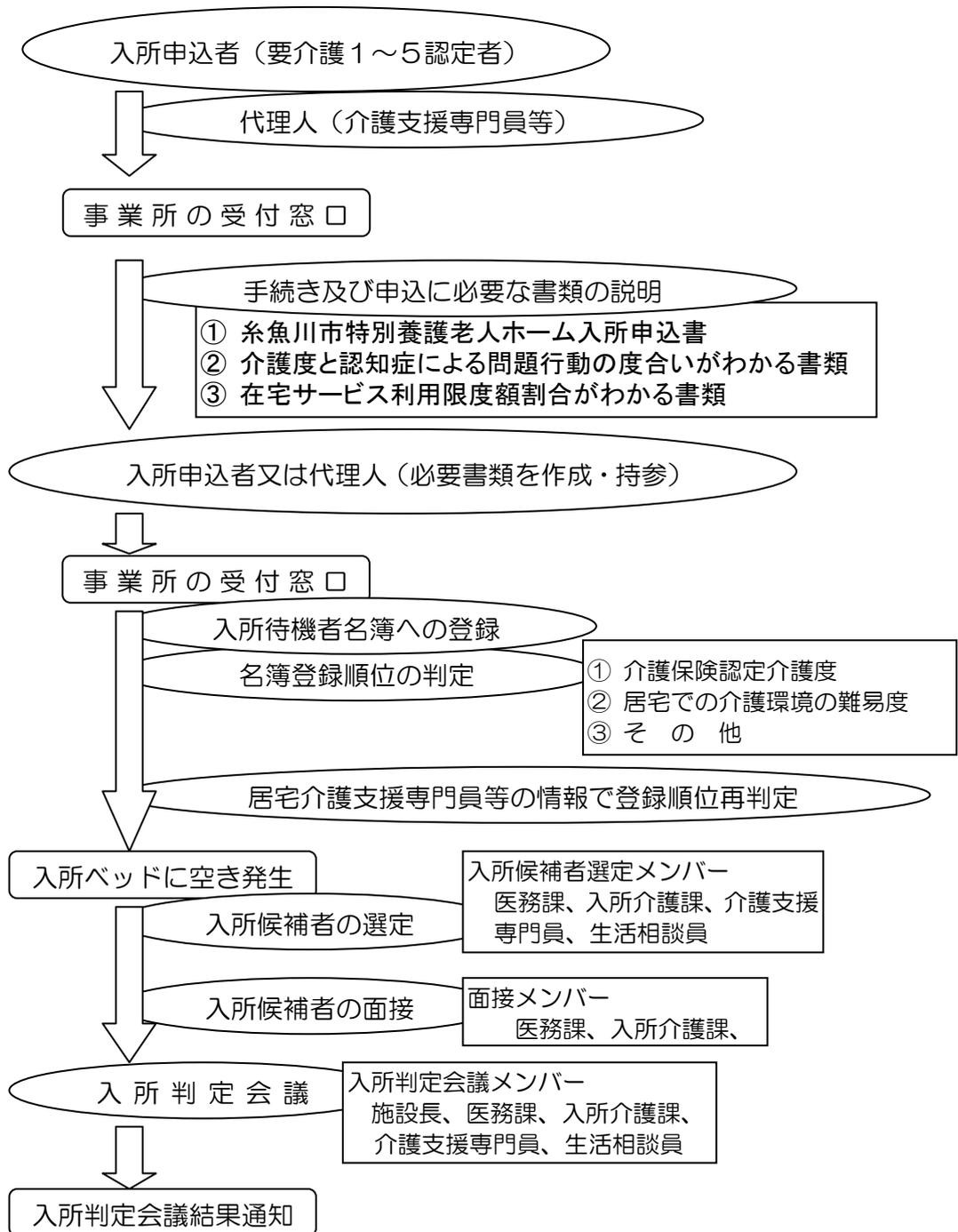


「ご利用案内」

入所の手続き

当法人が運営する、特別養護老人ホームに入所を希望する要介護高齢者が、介護保険法の目的に添って公正な審査により施設の利用が出来るよう、施設入所についての申込手続きと審査並びに判定方法についてその手順を定めています。

入所申し込みから入所までの流れ



・入所対象者は次のとおりです

- 1) 介護保険法に定める介護認定審査会において、要介護 1 から要介護 5 までの認定を受けている者で、在宅生活が困難の者。
- 2) 市町村長から措置入所の依頼のあった者。

・入所申し込み

- 1) 特別養護老人ホームの窓口へ必要書類を提出していただきます。
- 2) 魚川市福祉事務所へ必要書類を提出いただきます。

<必要書類>

- ① 糸魚川市特別養護老人ホーム入所申込書
- ② 介護度と認知症による問題行動の度合いがわかる書類
- ③ 在宅サービス利用限度額割合がわかる書類

・入所待機者名簿順位判定・登載

入所の透明性・公平性を確保するため次の項目を判定要素として、入所待機者名簿登載順位を決めて名簿に登載します。

<判定の要素>

- ① 介護保険認定介護度
- ② 居宅での介護環境の難易度
- ③ その他

・入所判定会議

入所の公平性を確保するため、上記基準をもとに、入所申し込みのあった者について入所判定会議を設け判定にあたります。また、入所の判定は、入所判定会議の結果に基づき、入所判定会議の構成員の合意により行います。

<入所判定会議>

施設長	介護支援専門員
医務関任者	生活相談員
入所介護責任者	

・緊急入所

次に掲げる場合、入所判定会議を経て緊急入所させることができます。

- ① 入所対象者に生命の危険があるなど、緊急の保護を必要とする場合。
- ② 災害・事件及び事故等により、緊急に入所が必要な場合。
- ③ 老人福祉法に定める措置委託による場合。

その他、入所申し込み及び審査に関することは、「ひすい福祉会入所受付審査規程」で定めてあります。